

# 序章 計画改定にあたって

## 第1節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条の規定では、「市町村は、当該区域全域について、地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」としている。

本市では、平成15年3月に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画書」(以下、「現計画」という。)を策定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきたところである。しかしながら、現計画策定後、京都議定書の締結など我が国の地球温暖化対策は、急速に進んでおり、ごみ政策においても3Rの推進による環境負荷の一層の軽減に取り組む必要がある。また、家庭ごみ収集の有料化の話し合いや新たなプラスチック類の分別の説明会など、市民と市行政との意見交換を通して培われたパートナーシップをより強め、市民と市行政との協働のごみ政策を進めるために、更なる減量化に向けて新たな目標を立て、その目標を共有する必要がある。

一方、本市の焼却処理施設については、建設後20年が経過し、その他の中間処理施設についても、経年的な老朽化が見られるため、施設の延命化を図るとともに、速やかに新施設の整備計画を策定しなければならない。

このような状況の中、現計画策定後の地球温暖化問題の進展やごみ減量政策の推進に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があることなどから、このたび計画を改定するものである。なお、計画にあたっては、ごみの減量やリサイクル率の推移などの計画の推進状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を市民と共有し、市民、事業者、行政の3者がパートナーシップをもって取り組むことを目標とする。なお、一般廃棄物のうち生活排水については、98.5%と本市における下水道普及率が高いため、本計画の範囲外とする。

計画改定の要点を以下に示す。

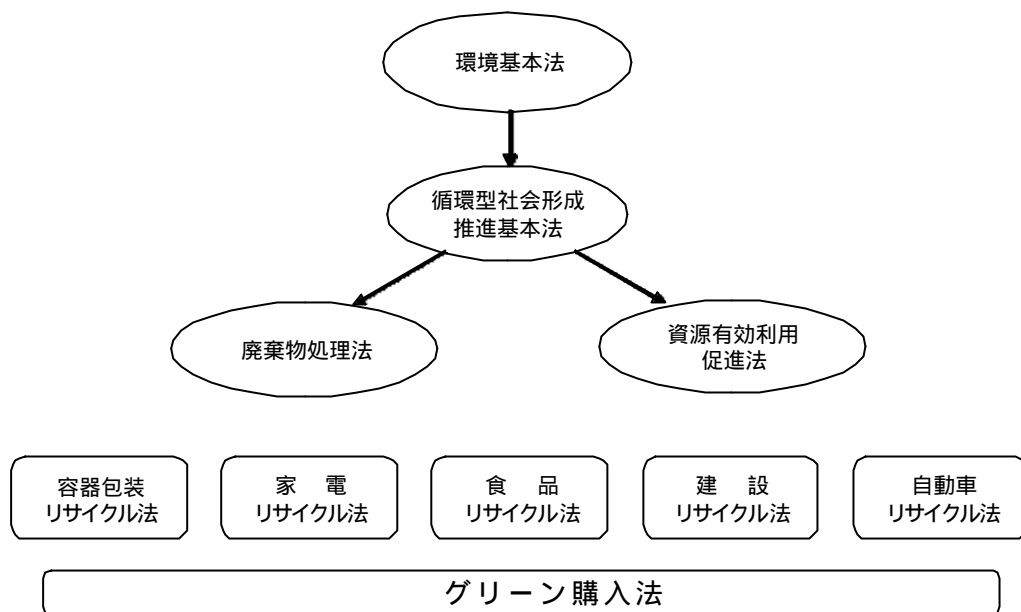
- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 新たな目標の共有
- 3 情報の共有
- 4 中間処理施設の整備及び最終処分場の延命
- 5 計画期間及び目標値の見直し

## 第2節 計画の位置づけ及び性格

### 1 計画の位置づけ及び性格

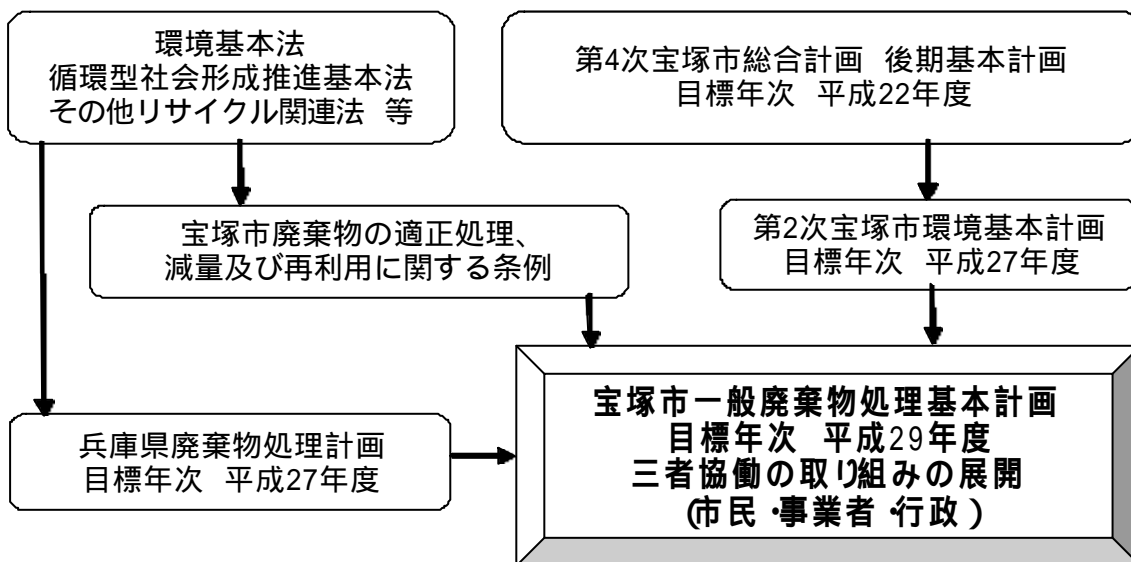
本計画は、廃棄物処理法はもとより、その根幹である「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ各種リサイクル法や「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものである。

また、本計画は、「第4次宝塚市総合計画(後期基本計画)」及び「第2次宝塚市環境基本計画」の実施計画として本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものである。〔循環型社会形成に向けた法制度〕について、図序-2-1に示す。



図序-2-1 循環型社会形成に向けた法制度

〔宝塚市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ〕について、図序-2-2 に示す。



図序-2-2 宝塚市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

### 第3節 現計画の減量化・資源化目標の達成状況

#### 1 減量化目標

家庭系ごみについては平成22年度における1人1日平均排出量を平成13年度比5%削減の目標に対して平成18年度は1%減であるが、平成19年度から開始したプラスチックの新たな分別により5%以上の減量が見込まれることから、前期平成19年度で達成する見込みである。

事業系ごみについては、平成18年度では2%の増であり計画の進捗がみられない。焼却処理量については、クリーンセンターでの焼却量が平均200t/日を越えないこととする目標に対して、平成18年度は174.1t/日であり、計画以内である。

#### 2 資源化目標

資源化率を25%以上とする目標に対して平成18年度は26%の資源化率であり、上半期においてすでに達成している。

### 第4節 計画年次

厚生省通知の「ごみ処理基本計画策定指針（平成5年3月15日付衛環第83号）では、目標年次については原則として計画策定時より10～15年程度とされている。本計画では平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間とする。